## 大麻等の薬物対策のあり方検討会 開催要綱

## 1. 開催趣旨

我が国における薬物行政については、戦後制定された薬物4法を基本として、取締りをはじめとした各種施策が実施されてきたところであるが、このような取組の結果、違 法薬物の生涯経験率は諸外国と比較して、著しく低くなっているなど、高い成果を挙げてきている。

一方で、大麻事犯が増加傾向にあり、特に、若年層における大麻乱用の急増や、再犯者率が増加しているとともに、大麻ワックスなど人体への影響が高い多様な製品の流通が拡大している。また、昨今、医療技術の進展等を踏まえ、諸外国においては、大麻を使用した医薬品が上市されているとともに、WHOやCNDにおいても、大麻の医療用途等への活用に向けた議論が進められているところである。

このような社会状況の変化や国際的な動向等も踏まえつつ、今後の薬物対策のあり方 を議論するため、大麻等の薬物対策のあり方検討会を開催する。

## 2. 検討事項

- ① 大麻規制のあり方を含めた薬物関連法制のあり方
- ② 再乱用防止対策(依存症対策)を始めとした薬物関連施策のあり方 等

## 3. 運営

- (1)検討会は、厚生労働省医薬・生活衛生局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2)検討会には座長及び座長代理を置く。座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (3) 検討会の庶務は、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課において行う。
- (4)会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、個人情報の保護に 支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ がある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要がある座 長が認めた場合は、会議を非公開とすることができる。会議を非公開にする場合でも、 開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。
- (5) 会議資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (6) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。